

給付金の支払事由等に関する約款の改定について②

【改定の対象となる普通保険約款・特約条項および改定箇所】

特約条項	改定箇所	掲載ページ
医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款	第49条（特定疾病保険料払込免除特則）	P. 2
新医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款	第47条（特定疾病保険料払込免除特則）	P. 2
3 大疾病保障特約条項	第 2 条（特約特定疾病保険金の支払に関する補則）	P. 3
女性疾病保障特約条項	第 6 条（乳房再建給付金の支払）	P. 4
女性疾病保障特約条項（平成27年11月 1 日以前契約用）	第 3 条（入院給付金の支払に関する補則）	P. 5
	第 6 条（乳房再建給付金の支払）	P. 4
3 大疾病保険料払込免除特約条項	第 1 条（保険料払込みの免除）	P. 2
5 疾病就業不能特約条項	第 3 条（就業不能給付金の支払に関する補則）	P. 3
特定治療支援特約条項	第 3 条（給付金の支払に関する補則）	P. 4
重度 5 疾病・障害・重度介護保障特約条項	第 3 条（保険金の支払に関する補則）	P. 3

女性疾病保障特約について、主契約の契約日（主契約の契約日後に中途付加した場合は付加日）が平成27年11月 1 日以前の場合は、女性疾病保障特約条項（平成27年11月 1 日以前契約用）の内容が適用されます。

具体的な約款の改定内容は次ページ以降に掲載していますので、ご参照ください。

給付金の支払事由等に関する約款の改定について②

【約款の改定内容】（医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）普通保険約款の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第49条（特定疾病保険料払込免除特則）</p> <p>(1) 保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①～⑤のとおり取り扱います。</p> <p>① 当会社は、第11条（保険料払込みの免除）(1)に規定するほか、被保険者が次のア.またはイ.のいずれかの事由に該当したときは、次に到来する第14条（保険料の払込み）(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。</p> <p>ア. 被保険者が責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物(別表9)に罹患したことがなく、かつ、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物(別表9)に罹患したと、医師または歯科医師(注1)により病理組織学的所見(注2)によって診断確定(注3)されたとき。</p> <p>イ. (略)</p> <p>② <u>被保険者が責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前に悪性新生物(別表9)に罹患していた場合でも、当会社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその悪性新生物に関する事実(注8)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物を除いて前①ア.の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその悪性新生物に関する事実の一部のみを告げたことにより、当会社が重大な過失なくその悪性新生物に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(注1)～(注7) (略)</p> <p><u>(注8) 保険媒介者(注10)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p>(注9) (略)</p> <p><u>(注10) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>第49条（特定疾病保険料払込免除特則）</p> <p>(1) 保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①～⑤のとおり取り扱います。</p> <p>① 当会社は、第11条（保険料払込みの免除）(1)に規定するほか、被保険者が次のア.またはイ.のいずれかの事由に該当したときは、次に到来する第14条（保険料の払込み）(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。</p> <p>ア. 被保険者が責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物(別表9)に罹患したことがなく、かつ、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物(別表9)に罹患したと、医師または歯科医師(注1)により病理組織学的所見(注2)によって診断確定(注3)されたとき。</p> <p>イ. (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(注1)～(注7) (略)</p> <p>(注8) (略)</p>
(後 略)	(後 略)

給付金の支払事由等に関する約款の改定について②

【約款の改定内容】（3大疾病保障特約条項の例（対象となる保険給付は特約条項によって異なります。））

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第2条（特約特定疾病保険金の支払に関する補則）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>被保険者がこの特約の責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前に悪性新生物(別表2)に罹患していた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその悪性新生物に関する事実(注2)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物を除いて前条の支払事由①に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその悪性新生物に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその悪性新生物に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</p> <p>(注2) <u>保険媒介者(注3)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p>(注3) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</p> <p>(注4) (略)</p>	<p>第2条（特約特定疾病保険金の支払に関する補則）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。</p> <p>(注2) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</p> <p>(注3) (略)</p>
(後 略)	(後 略)

給付金の支払事由等に関する約款の改定について②

【約款の改定内容】（女性疾病保障特約条項の例（対象となる保険給付は特約条項によって異なります。））

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第6条（乳房再建給付金の支払）</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 被保険者がこの特約の責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前に悪性新生物または上皮内新生物(注2)に罹患していた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその悪性新生物または上皮内新生物に関する事実(注3)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物または上皮内新生物を除いて本条(1)の支払事由に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその悪性新生物または上皮内新生物に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその悪性新生物または上皮内新生物に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p><u>(注1) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。また、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。</u></p> <p><u>(注2) 別表2中、特定疾病の種類が悪性新生物または上皮内新生物である特定疾病をいいます。</u></p> <p><u>(注3) 保険媒介者(注4)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p><u>(注4) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</u></p>	<p>第6条（乳房再建給付金の支払）</p> <p>(略)</p>
(後 略)	(後 略)

給付金の支払事由等に関する約款の改定について②

【約款の改定内容】（女性疾病保障特約条項（平成27年11月1日以前契約用）の例）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第3条（入院給付金の支払に関する補則）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者が特定疾病のうち悪性新生物または上皮内新生物(注1)の治療を目的として、前条に規定する入院をした場合でも、この特約の責任開始日(注2)からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期(注2)前を含みます。)に別表3に定める悪性新生物または上皮内新生物に罹患したときは、前条の規定にかかわらず、当社は、入院給付金を支払いません。</p> <p><u>(3) 被保険者がこの特約の責任開始日(注2)からその日を含めて90日を経過する日以前に別表3に定める悪性新生物または上皮内新生物に罹患していた場合でも、当社が、この特約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその悪性新生物または上皮内新生物に関する事実(注3)にもとづいて、その申込を承諾したときは、その悪性新生物または上皮内新生物を除いて本条(2)の規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその悪性新生物または上皮内新生物に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその悪性新生物または上皮内新生物に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。</u></p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>(注1) 別表2中、特定疾病の種類が悪性新生物または上皮内新生物である特定疾病をいいます。</p> <p>(注2) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。また、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。</p> <p><u>(注3) 保険媒介者(注4)のみが知っていた事実は含みません。</u></p> <p>(注4) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</p> <p>(注5) (略)</p>	<p>第3条（入院給付金の支払に関する補則）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被保険者が特定疾病のうち悪性新生物または上皮内新生物(注1)の治療を目的として、前条に規定する入院をした場合でも、この特約の責任開始日(注2)からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期(注2)前を含みます。)に別表3に定める悪性新生物または上皮内新生物に罹患したときは、前条の規定にかかわらず、当社は、入院給付金を支払いません。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(注1) 別表2中、特定疾病の種類が悪性新生物または上皮内新生物である特定疾病をいいます。</p> <p>(注2) 復活の取扱いが行なわれた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活における責任開始期とします。また、責任開始期の属する日を「責任開始日」といいます。</p> <p>(注3) 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。</p> <p>(注4) (略)</p>
(後 略)	(後 略)